

調布市条例第 号

調布市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

調布市青少年問題協議会条例（昭和31年調布市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「15人」を「13人」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。